

「個人住民税の定額減税(案)に係るQ&A集(第1版)」(抜粋)に対する葉山町対応(予定)

一部抜粋版 / 令和6年3月時点

Q	A	葉山町対応(予定)
<p>Q2-1-1 定額減税の内容如何。</p>	<p>○ 今回の定額減税は、前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)である所得割の納税義務者に係る所得割額から控除するものであり、均等割や利子割、配当割、株式等譲渡所得割からは控除されない。</p> <p>○ よって、以下の者は定額減税の対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年の合計所得金額が1,805万円を超える者</li> <li>・ 前年の合計所得金額が所得割の非課税限度額以下である者</li> <li>・ 所得控除により課税総所得金額等がゼロとなる者</li> <li>・ 税額控除により定額減税前に所得割額がゼロとなる者</li> </ul>	<p>○ 定額減税額は、前年の合計所得金額が1,805万円以下の場合に所得割額から控除します。 <u>均等割額からは控除しません。</u></p>
<p>Q2-1-2 現年分離課税の対象となる退職手当等は対象か。</p>	<p>○ 現年分離課税の対象となる退職手当等に係る所得割額は、個人住民税の定額減税の対象とはならない(現行制度下における他の税額控除と同様)。</p>	<p>○ 現年分離課税の対象となる退職手当等の所得は課税計算に含めません。(現行通り)</p>
<p>Q2-2-1 定額減税を行う前に、所得割額から控除しきれない額が生じた場合はどうすればよいか。</p>	<p>○ 定額減税は、地方税法(以下「法」という。)の規定による他の税額控除を全て控除した後の所得割額から行うこととされている。</p> <p>○ このため、例えば、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を行った時点で、所得割額から控除しきれない額が生じ、還付・充当を行う場合は、定額減税の対象とはならない。</p>	<p>○ 定額減税額は、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を行った後の所得割額から控除します。</p>
<p>Q2-3-1 定額減税額の算出方法如何。</p>	<p>○ 令和6年度分の個人住民税にあつては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除する。</p> <p>また、令和7年度分の個人住民税にあつては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者(※)について、1万円を所得割額から控除する。</p>	<p>○ 配偶者は、令和6年度は「控除対象配偶者」、令和7年度は「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」を定額減税の対象とします。</p>

	<p>※納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の者。</p>	
	<p>○ なお、道府県民税分の定額減税額については、上記で算出した減税額に、「定額減税「前」の道府県民税所得割額」を「納税義務者の定額減税「前」の道府県民税所得割額と定額減税「前」の市町村民税所得割額との合計額」で除して得た数値を乗じて得た金額（※）とする。</p> <p>次いで、市町村民税分の定額減税額は、上記で算出した減税額から道府県民税分の定額減税額を除いて得た金額とする。</p> <p>※当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額とする。</p>	<p>○ この計算式に沿って按分します。</p>
<p>Q2-3-2</p> <p>「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税を令和7年度分から行うこととした理由如何。</p>	<p>○ 令和5年末時点の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の情報は、納税義務者からの申告がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことは、実務上、困難である。</p> <p>○ このため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされた。（確定申告書等を提出する者については、当該申告書において把握が可能。）</p>	<p>○ 配偶者は、令和6年度は「控除対象配偶者」、令和7年度は「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」を定額減税の対象とします。</p>
<p>Q2-3-3</p> <p>令和6年度分と令和7年度分それぞれの前年の合計所得金額等によっては、同一生計配偶者に係る定額減税について2年間とも適用を受けられる場合があるのではないか。</p>	<p>○ 定額減税の対象者の判定や減税額の算定にあたっては、令和6年度・令和7年度それぞれの年度ごとで、納税義務者やその配偶者等の前年の合計所得金額や国内居住の有無等により判断するため、2年間とも適用を受けられる場合は生じ得る。</p>	<p>○ それぞれの年度分で前年の合計所得金額を使用して配偶者の状況を判断します。</p>

<p>Q3-1-1 定額減税を行った場合の徴収方法如何。</p>	<p>○ 定額減税を行った場合の令和6年度中の個人住民税の徴収方法は、以下のとおりである。</p> <p>① 給与所得に係る特別徴収の場合 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均した税額を徴収する。</p> <p>② 普通徴収の場合 「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除し、徴収する。</p> <p>③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合 「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除し、徴収する。(仮特別徴収税額からは控除しない。)ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。</p>	<p>① 給与特徴： 定額減税額&gt;0の場合は令和6年6月は徴収しません。残りの11か月で均します。</p> <p>② 普通徴収： 第1期から順次控除します。</p> <p>③ 年金特徴： 令和6年10月から順次控除します。 年金特徴1年目は普通徴収の令和6年6月、8月、年金特徴の令和6年10月以降と順次控除します。</p>
<p>Q3-1-2 年度中に徴収方法が変更された場合の変更後の徴収方法如何。</p>	<p>○ 令和6年度分の個人住民税の徴収方法が、当初課税後に変更となる場合(就職により普通徴収から特別徴収となる場合、退職により特別徴収から普通徴収となる場合など)の変更後の徴収方法については、上記の徴収方法ではなく法本則どおりの徴収方法となる。(令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は除く。Q3-4-1参照)</p>	<p>○ 当初課税後の徴収方法の変更については、昨年までと同様です。</p>
<p>Q3-1-4 令和7年度分の個人住民税に係る控除対象配偶者以外の同一生</p>	<p>○ 令和7年度分の個人住民税については、徴収方法の特例は設けないため、「定額減税「後」の年税額」を法本則どおりの徴収方法となる。</p>	<p>○ 令和7年度については、昨年までと同様です。</p>

計配偶者分の定額減税に係る徴収方法如何。		
Q3-1-5 定額減税が行われた者に係る森林環境税の徴収方法如何。	○ 森林環境税は、均等割の賦課徴収の例により均等割と併せて徴収されることから、森林環境税の徴収方法については均等割と同様である。	○ 森林環境税の徴収は均等割と同様に行います。
Q3-1-6 1人の納税義務者に対して、複数の徴収方法を適用している場合の定額減税の取扱い如何。	○ 複数の所得があることなどにより1人の納税義務者に複数の徴収方法が併存する場合について、定額減税に係る徴収方法の優先順は法定しないため、各市町村において、令和6年6月以降の実務上できる限り早いタイミングで減税が行われるよう対応いただきたい。	○ 「早いタイミングで減税が行われるよう」に <u>給与特徴から減税</u> します。
Q3-1-7 当初課税後、扶養調査等により定額減税額に変更が生じた場合の取扱い如何。	○ 通常の税額変更と同様、定額減税額が減少し所得割額が増加した場合は追加課税となり、定額減税額が増加し所得割額が減少した場合は残りの納期における税額を変更することとなる。	○ 昨年までと同様です。
給与所得に係る特別徴収 Q3-2-5 特別徴収税額通知への減税額等の記載方法如何。	○ 定額減税を行う場合、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用、納税義務者用）の6月分の税額欄には「空欄」、「0」、「-」などを記載されたい。（それぞれの市町村による取扱いによって差し支えない。） ○ ただし、特別徴収税額通知（納税義務者用）の摘要欄には、「個人住民税減税控除済額●●円、控除外額●●円」など、実際の控除額と控除しきれない額が分かるように表記いただきたい。（特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には記載しなくて差し支えない。また、道府県民税・市町村民税ごとに記載するか否かは市町村の判断で差し支えない。）	○ <u>6月分の税額欄には「0」を記載</u> します。 ○ 特別徴収税額通知（納税義務者用）については、例示に沿って記載します。 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には記載しません。
普通徴収 Q3-3-3 納税通知書（税額決定通知書）へ	○ 各市町村で使用している納税通知書（税額決定通知書）の余白若しくは裏面等に、「個人住民税減税控除済額●●円、控除外額●●円」など、実際の控除額と控除しきれない額が分かるように表記いただきたい。また、年税額及びそれぞれの納期の税額	○ 例示に沿って記載します。

の減税額等の記載方法如何。	は定額減税「後」のものを記載いただきたい。(道府県民税・市町村民税ごとに記載するか否かは市町村の判断で差し支えない。)	
公的年金等に係る所得に係る特別徴収 Q3-4-4 納税通知書(税額決定通知書)への減税額等の記載方法如何。	○ A3-3-3と同様。	○ 普通徴収と同様です。
Q5-1 データ標準レイアウトの改版は行うのか。	○ 定額による特別税額控除の実施に伴い、データ標準レイアウトの改版を令和5年12月20日に公開済みであり、新たに地方税関係情報(特定個人情報番号2)として、以下の項目を追加し、令和6年6月16日から連携開始を予定している。 ①市町村民税_定額減税額 ②道府県民税_定額減税額 ③市町村民税所得割額(定額減税前) ④道府県民税所得割額(定額減税前) ⑤市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前)	○ 例示の通り修正予定です。